

社会福祉法人明照福祉会 明照保育園 行動計画

職員が仕事と家庭生活を両立できること、全職員に相互理解及び相互扶助の精神を浸透させること、それらをもって総合的な職場環境の向上及び更なるサービスの向上・安定へとつなげるため行動計画を以下のように定める。

1. 計画期間

平成27年3月1日～平成32年2月29日までの5年間

2. 内容

目標① 産前産後休業や育児・介護休業、育児・介護休業給付、産休・育休期間中の社会保険料免除等の制度の周知と情報提供を行う

対策 平成27年4月～

産前産後休業や育児・介護休業、並びに育児・介護休業給付金制度、産休・育休期間中の社会保険料免除等の制度に関するパンフレットを職員の休憩室及び事務室に備え置き、希望者には個別に制度説明を行う。

目標② 配偶者が出産する際の特別休暇制度（2日間）を導入する

対策 平成27年4月～

職員への説明及び職員代表者からの意見を聞き取り、就業規則の特別休暇制度の変更手続きを行うことで制度の周知及び活用を図る。

目標③ 子供や孫の学校行事等への参加のための年次有給休暇取得の促進

対策 平成27年4月～

従業員の子供や孫の学校行事等が予定されている場合、積極的に年次有給休暇の取得を申し出る旨の連絡を行い、趣旨説明のほか相互理解及び相互扶助を求める。